|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 申請事業者名 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 役職 申請者氏名 |  |
| 申請者住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 使用者 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 役職 使用者氏名 |  |
| 使用者住所（豊田市内） | 〒豊田市 |

様式第２号

提出日　　　　　年　　月　　日

豊田市長 様

**令和　　年度事業者向けとよた・ゼロカーボンドライブ補助金**

**交付申請兼実績報告書**

豊田市補助金等交付規則第４条、第10条の規定により、下記のとおり補助金交付の申請をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | □再エネ型BEV　　　　　　　□再エネ型PHEV　　　　　□再エネ型V2H　　　　　　　□再エネ型充電設備 |
| 再エネ型BEV又は再エネ型PHEV | 導入設置完了日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 自動車の所有方法 | □購入・ローン　□リース契約（サブスクリプションを含む。）（　　年） |
| 確認事項 | □外部給電機能を有した車両である（ミニカーは除く）□豊田ナンバーである |
| メーカー名 |  |
| 車種名 |  |
| ａ 車両本体に対する交付申請額 | ，０００円 |
| 再エネ型V2H又は再エネ型充電設備 | 導入設置完了日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 製造者名  |  |
| 機器型番  |  |
| 領収書の合計金額 |  |
| 補助対象経費 |  |
| 補助対象経費以外の費用（消費税含む） |  |
| ｂ 設置機器に対する交付申請額 | 　，０００円 |
| 補助金額の合計（a+b） | ，０００円 |

|  |
| --- |
| 環境政策課記入欄 |
| 生 | Ｃ | 住 | Ｃ | 入力 | Ｃ |
|  . . |  |  . . |  |  |  |

　事業請負者（工事施工会社・販売会社等）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 担当者 |  | 手続きに関する連絡先□ 左記担当者□ 申請者本人 |
| 連絡先 |  |

**添付書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **提出書類** | **説明** | **✔** |
| 再エネ型BEV又はPHEV | 自動車検査証等の写し | ・補助対象自動車種によって異なる・自動車検査証記録事項の写し（普通自動車、軽自動車）・標識交付証明書の写し（ミニカー） |  |
| 領収書の写し | ・分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可・領収書は申請者名と同一であるか |  |
| 注文書の写し | ・申請者名、住所、車名、車両本体価格等の内訳※契約書等に全て明記されている場合は省略可 |  |
| 車両の走行による想定年間消費電力量を再エネでまかなうことを示す書類 | ・再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ・カタログ等燃費がわかる書類　　　　　　　等※①再エネの受給電力量（1ヶ月ごと）、②燃費、③走行距離の3つがわかるもの |  |
| 充電設備又はV2Hの設置を確認できる写真 | ※再エネ型V2H又は再エネ型充電設備を同時申請する場合は不要 |  |
| 再エネ型V2H又は充電設備 | 領収書の写し | 補助対象経費が明記されているもの |  |
| 領収明細書 | ※領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略可 |  |
| 保証書又は出荷証明書の写し | ・保証の開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類に限る |  |
| 設置状態写真（2種） | ア　対象設備本体の設置状態が確認できる写真イ　本体に貼付されている型番と製造番号が確認できる写真 |  |
| 当該設備と接続する車両の自動車検査証記録事項の写し | ※再エネ型BEV又はPHEVと同時に申請する場合は不要 |  |
| 当該設備と接続する車両の走行による想定年間消費電力量を再エネでまかなうことを示す書類 | ・再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ・カタログ等燃費がわかる書類　　　　　　　等※①再エネの受給電力量（1ヶ月ごと）、②燃費、③走行距離の3つがわかるもの |  |
| 共通 | 事業証明書 | 申請日前２月以内に発行されたもの |  |
| 交付請求書　（様式第６号） | ・申請者の住所、電話番号は申請書と同一・口座名義人は申請書と同一 |  |
| 振込先口座の通帳等の写し | ①金融機関名（金融機関コード）②支所・出張所名（支店コード）③口座番号　④口座名義人　　①～④がわかるもの・預金種目は、普通口座又は当座口座 |  |